

今回の保護者説明会は、「令和5年度保護者会第一回(令和5年9月8日)」の一部としての扱いであり以下に主な内容を記載

(2023年9月8日作成)

## 1. 冒頭 挨拶

前に4人並んで立っている状態。向かって一番右が司会進行役の児童発達支援責任者(宇津雅美)、その横が施設側の担当弁護士、その横が施設長(宇津慎史)その横に当該事故を起こした従業員(運転手)。午後に送迎などがあるので、時間は12時までにしてほしい。今年度の保護者会として開催すると説明。

## 2. 謝罪

「まず、令和4年12月9日の事故について、会社の方から謝罪をさせていただきます。清水さん、ご遺族には今回の事故について、大変申し訳ありませんでした。」と発言、(約8秒間頭を下げる)。

「それとあの、ご心配をかけました当施設のご利用者の方、保護者の方、各関係者のかたにも多大なるご心配をおかけしませんでした。」約6秒間頭を下げる)。

## 3. 令和4年12月9日の事故について

施設代表者(宇津慎史)より事故の簡単な説明。

ほぼアルプスの森(施設長:宇津慎史)のホーム・ページに記載されている「令和4年12月9日に発生した事故につきまして(令和5年6月12日)」内の2)事故の概要と同じ。

## 4. 現状のアルプスの森の安全対策について

マニュアルを作成中。案を吹田市には提出している。吹田市から修正などを言われれば、修正を行っていく。

## 5. 児童の施設での状況報告

質疑応答後に行う事に変更。

## 6. 質疑応答

① 事故を起こした当該従業員を含め、悠生君の誘導は単独で行ってはいけない事は理解していたか?情報共有はしていたのか?(清水悠路より質問)

→ 単独で悠生君を誘導する事が禁止されていた事は、全ての悠生君の誘導を行う従業員は知っていた。(施設長(宇津慎史)が回答)

- ② 事故を起こした当該従業員を含め、悠生君は神崎川に入ってしまうリスクが高い単独事を理解していたか？情報共有はしていたのか？（清水悠路より質問）
- 神崎川の水に入ってしまうリスクも、車道に出て交通事故にあってしまうリスクも高いことは、事故を起こした当該従業員を含め、悠生くんを誘導する従業員は全て知っていた。情報共有はしていた。（施設長(宇津慎史)が回答）
- ③ 靴下を履かせずに、靴のみを履かせた理由は？（清水悠路より質問）
- 施設内に入ると悠生君は直ぐに靴下を脱ぐので、靴下は履かせなかった。  
（施設長(宇津慎史)が回答）
- ④ 靴はどのような履かせ方をしたのか？（清水悠路より質問）
- 靴は必ず普段通り、踵までしっかり両方履かせた。マジックテープはしっかりとめた。  
（当該従業員が回答）
- ⑤ 最後に悠生君を見た場所(当該従業員が居た場所と悠生君が居た場所)について。  
（清水悠路より質問）
- 停車している車列に邪魔はされたが、カーブに差し掛かる手前まで悠生君が居ることは確認した。その後、当該従業員は車道で転倒、立ち上がった時には悠生君は見えなかったとのこと。  
（当該従業員が回答）
- 以下の地図を用いて実際に当該従業員に以下内容の記載をして貰った。

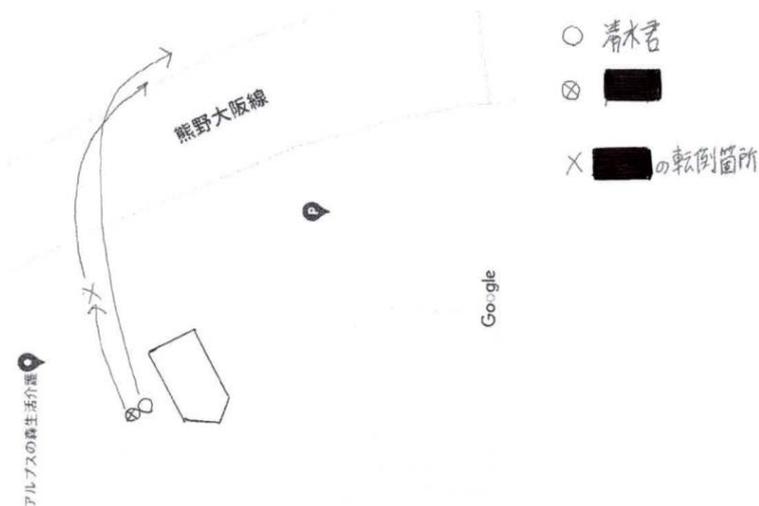


●この発言は、以下 事故報告書及び回答書に内容と乖離している。

■■■は清水君を追いかけようとしたのですが、道路手前で転倒してしまいました。■■■が立ち上がって清水君が走った方向を見ると、その時点で清水君は、南方向に位置する榎木橋手前の交差点を全速力で横断していました。

(事故報告書(令和5年1月16日付)より一部抜粋)

■■■が転倒した箇所は資料2のとおりです。



(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

内容が解離しているので、事故報告書及び回答書に内容と乖離しており書類が嘘であったというかと確認したところ、弁護士より発言を止められた。

⑥ 悠生君が見つかった時、吹田警察署に悠生君に会いに来ることを拒否した件について (清水亜佳里より質問)

→ 児童発達支援責任者(宇津雅美)は、悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝されたような状態であったため、吹田警察署に行くことを拒否したと説明。当日の朝(悠生君が発見された日の朝)には悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝されており困っていると、児童発達支援責任者(宇津雅美)は警察(吹田警察署)に出向いて相談したとの事。以下にボイスレコーダで記録された該当する会話内容を文章化したものを記載。

・宇津雅美

「人生50年60年で生きて来て、死んで下さいとか、あなたの家族・親戚・全てうらみますって言う言葉は初めて言われました。それを聞いた時に、ウチの職員も解っていますけども帰って来た時に顔が青ざめていて、手が震えて、どうしたのですか?って、言われました。」

その次の日に、お電話頂いて、言われた事ははっきり言って…」

・清水亜佳里

「次の日って言うのは何月何日？ 12月の見つかる前日の夜の話ですね？」

・宇津慎史

「14日です。」

・清水亜佳里

「見つかる前日の夜の話ですね？」

・宇津慎史

「いいえ、14日です。」「水曜日です。覚えています。」

～ 省略 ～

・宇津雅美

「内容的にはかなりきつい事を言われているので、何を言われたか、忘れたかったです。」

「相当、キツイ事を言われています。」

・宇津慎史

「言われた内容は全部ノートにひかえていますが、そのノートは警察の方に持っていかれているので…」

～ 省略 ～

・清水亜佳里

「電話を受けてショックを受けたのですね。」

・宇津雅美

「ショックどころではないです。」

「いろんな方に話をして、これはちょっと酷いんじゃないの？まあ～うちが事故をね」

・清水亜佳里

「加害者側ですよ？」

・宇津雅美

「うんだから、加害者とか被害者とかじゃなくて、あの～」

・清水亜佳里

「施設側は加害者ですよ。」

・宇津雅美

「吹田市警察に相談に行きました。」

・清水亜佳里

「何月何日に相談に行ったのですか？」

・宇津雅美

「16日やったな」

・宇津慎史

「16日の朝です」「御遺体が見つかる前です。ちょっと」

・清水亜佳里

「(遺体が) 見つかる当日の朝に、警察に相談に行ったのですか？」

・宇津雅美

「相談にいった記録が残っていますわ」

・清水亜佳里

「それは電話で言ったのですか？」

・宇津雅美

「いえいえ、直接、行きました。」

・清水亜佳里

「はい、吹田警察署に行かれたのですね？」「息子の遺体が見つかる前に行ったのですね？」

・宇津雅美

「そうです。そうです。」

・清水亜佳里

「それは初めて聞きました。」

・宇津雅美

「行って、お話して、文章で…」

・清水亜佳里

「どのような相談をされたのですか？」

・宇津雅美

「まあ～、半分、恫喝されたような…」

・清水亜佳里

「私たちに恫喝されたと相談したのですか？」

・宇津雅美

「そうです。そうです。」

・清水悠路

「被害届けを出そうとしたのですか？」

・宇津雅美

「被害届けじゃない。相談だけです。」

「だから、それを受理されたわけではないし、一応、お聞きしますとの事で、その文章はお渡ししているの、吹田警察に残っている。」

・清水悠路

「ということは、あなた方は、死亡したことよりも言われたことの方を重くとったということですね。」

・清水亜佳里

「子供が見つからないのに、警察に相談することを選んだとのことですね。」

「順番としては…」

・宇津雅美

「順番はそうですけど、優先したとかそういう事ではない。」

・清水亜佳里

「時系列でお聞きしているのです。」「子供の遺体が見つかる前に行ったのですね？」

「朝の何時位になるのですか？」

・宇津雅美

「7時くらいです」

⑦ 遺族は悠生君が見つかった時、事故を起こした当該従業員と児童発達支援責任者(宇津雅美)が吹田警察署に来て欲しいと説明していた事を知っていたか？

(清水悠路より質問)

→ 当該従業員は児童発達支援責任者(宇津雅美)から、悠生君が見つかった時、遺族が当該従業員も警察署に来て欲しいと望んでいることの説明はあったとのこと。また、吹田警察署には行くつもりであったとのこと。しかし、児童発達支援責任者(宇津雅美)が吹田警察署に行かない決定をした事で警察署に行きづらくなったとのこと。

(事故を起こした当該従業員が回答)

⑧ 一人で悠生君を誘導する事のメリットが解らない。ただリスクをあげているだけ。

(清水亜佳里より質問)

→ 過去に何度か悠生君の誘導を単独で行っていたことが吹田市による聴取で判明している。また、悠生君を施設内へ誘導する為に施設の鍵を開けるには、施設内にいる職員を呼んで鍵を開けて貰っていたと吹田市に報告している。しかしながら、この保護者説明会においては、当該従業員は自分の持っている鍵で施設のドアを開錠して施設内に入っていたとの発言になっており、吹田市へ当該施設がした説明と乖離している。

(清水亜佳里)

「一人で移動させるメリットがなんであるかと思った時、直ぐに(施設内)に入れるからではないかと思ったのです。」

(清水悠路)

「(中にいる) 施設の人が降りないと鍵は開けられないのですよね？」

(当該従業員)

「そうですね」

(清水亜佳里)

「それでは何の意味もないのではないですか？」

「直ぐに入れる訳ではなく、外で待たなくてはいけないのであればリスクが高くなるのではないですか?」「だって危険にさらしているでしょう。そこまで待ってはいけません。」「しかも車中に他の子供がまだいる。リスクが上がるだけで、どうしてそうになに変なやり方をしているのか理解が出来ないのです。」

(宇津雅美)

「職員全員が鍵を持っていますから、連れて行ってただそこで待っているという事はないです。」「直ぐに鍵は開けることができます。」

～省力～

(清水悠路)

「過去に悠生君を一人で誘導しているって聞いているのですが、その時に自分の鍵で開けて(施設内)に入ったのですか?」

(当該従業員)

「え～と会社のアルプスの森の鍵ですね。」

(清水悠路)

「誰かを呼んで(施設内)に入ったのではなく、自分で鍵を開けて(施設内)に入ったのですか?」

(当該従業員)

「あ～そうです。自分で鍵を開けて」

(清水亜佳里)

「吹田市はそういう風には言っていなかったですけど」「じゃ～訂正はちゃんとしているのですか?」「そういう風に説明しているのですか?」「吹田市はそうは言っていなかったですよ。待機して待っているって、降りてくるのを待っているって言っていましたよ」「説明が違うのと違いますか?」「どれが正しいのですか?」「じゃ～吹田市に嘘を言っているのですか?」

(弁護士)

「すいません。そのあたりになると今、取り調べに関わってくるところですので…」「まあ～今後。裁判とかで」

(清水亜佳里)

「今後、裁判で明らかになるのですかね」

⑨ 悠生君と当該従業員の位置関係の説明内容に矛盾が生じている。

(清水悠路より質問)

→

「(当該従業員が⑤で答えた地図を指し示して) 見て解りますか?」「これでは、悠生君がこちら側(橋を渡る方向)に行ったのか、こちら側(河川敷に並走する車道側)に行っ

たのかも判断できないハズになるのですこれならば…」

(当該従業員)

「はい」

(清水悠路)

「橋の方(橋を渡る方向)はせいぜい15メートル先までです見えるのは」「こっち(河川敷に並走する車道側)は、200m先まできれいに見えるのです」

(当該従業員)

「はい」

(清水悠路)

「この状態で、こっち(河川敷に並走する車道側)に行く事自体がありえないのです。」

「だから、このこともおかしいのです」

(弁護士)

「このあたりも捜査で明らかになることですので…」

(清水悠路)

「ただ●●さん、この時に自分が何処にいて、悠生さんが最後にどこにいたのを見たかって、警察に言っているじゃないですか？」

「その情報は私達も持っているのですよ」

「(今回) また違う情報を出してきているのです。だから不思議だと思うしかないので。私たちは…」

「なんども言うておりますが、捜索の時一番、情報を持っているのは私達ですから。その情報と完全に乖離した情報を言い続ける以上、それは信用できないとしか捉えられないですよ。」

質疑応答の後、今後の保護者説明会の在り方についての議論が始まった。未来を奪われた遺族としては、今後の保護者説明会の在り方についての議論を聞くに堪えなかったため途中退出を願い出、退出した。